

I 環境の保全

1 未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる（墨田区基本計画）

本区では、平成 18 年 4 月に、地球温暖化をはじめ環境問題に対応していくため、「すみだ環境基本条例」を施行し、平成 19 年 3 月には、「すみだ環境の共創プラン」を策定して、省エネルギー・省資源等の施策を積極的に推進している。

平成 21 年 10 月には、「すみだ環境区宣言」を行い、令和 3 年 10 月には、「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を表明し、環境にやさしいまち「すみだ」として未来の子どもたちに引き継ぐための行動指針を定めている。

2 すみだ環境基本条例の推進

（1）すみだ環境基本条例（平成 18 年 4 月施行）

区では、すみだらしさのあるよりよい環境づくりのために、区・区民・事業者それぞれの活動や行動を環境に配慮したものへと誘導する墨田区環境誘導指針を平成 7 年 3 月に策定し、これに基づき環境行政を推進してきた。しかし、地球温暖化やヒートアイランドといった地球規模で複雑・高度化する環境問題に対して、生活の基本である地域やコミュニティの中での取組が必要となった。そのため、墨田区環境誘導指針の理念を継承・発展させた「すみだ環境基本条例」を平成 17 年 12 月に公布し、平成 18 年 4 月から施行した。すみだ環境基本条例は、「環境の共創」についての基本理念を定め、区・区民・事業者及び滞在者の責務を明確にし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。

＜すみだ環境基本条例に示された基本理念＞

- ・環境の共創は、区民及び事業者が十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。
- ・環境の共創は、すべての者が、環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

（2）第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）

本プランは、すみだ環境基本条例に基づき、環境の共創に関する目標及び施策を定め、それらの施策を総合的、計画的に推進することを目的とし、旧プランの「環境負荷の低減とより良い環境の創造をめざす」という基本方針を継承しつつ、さらに発展させた第二次プランとして平成 28 年 3 月に策定したものである。本プランは、喫緊の課題となっている地球温暖化対策をより一層推進するため、温室効果ガス排出量の削減等を目的とした「墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含したものとなっている。

また、令和 4 年 3 月に、中間改定を行い「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を踏まえ「低炭素」から「脱炭素」へシフトした内容となっている。

ア 計画期間 令和 4 年度～令和 7 年度

イ 将来像 みんなで創る環境にやさしい持続可能な「すみだ」

ウ 将来像を実現するための6つの基本目標と5つの重点プロジェクト

- | | |
|----------|--|
| 基本目標 | 1 : 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち
【墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】 |
| | 2 : 気候変動に適応し、安心して過ごせるまち【墨田区地域気候変動適応計画】 |
| | 3 : 水と緑が暮らしに寄り添うまち |
| | 4 : 省資源・循環型社会を実現するまち |
| | 5 : 良好な生活環境が確保され、健康でやすらぎが実感できる住みよいまち |
| | 6 : 環境活動を実践する人が育つまち |
| 重点プロジェクト | 1 : 公共施設における再生可能エネルギー導入・防災機能強化 |
| | 2 : プラスチックごみ削減のための研究・検討 |
| | 3 : 雨水利用活性化とグリーンインフラの活用 |
| | 4 : 環境活動と緑化の活性化 |
| | 5 : 環境問題の解決や持続可能な社会の実現に繋がる教育の推進 |

プランの進捗状況については、すみだ環境共創区民会議及び墨田区環境審議会に意見等を伺い、その後、墨田区環境基本条例推進本部において報告している。

(3) すみだ環境区宣言（平成21年10月1日告示）

墨田区では、「人と人がふれあい、お互いが支え合う 21 世紀のすみだを」という願いを込めて、平成 12 年7月に「すみだ やさしいまち宣言（人と地域と環境のために）」を行い、様々な取組を行ってきた。その 10 年目を迎えるに当たり、地球温暖化をはじめとした深刻化する地球環境の危機に対して、地域から一層の対策に取り組み、「環境にやさしいまち すみだ」を実現するため、「すみだ環境区宣言」を行った。

前文は「地球について」「すみだについて」「決意の表明」という3部で構成している。次に具体的行動として、6項目の行動指針を定めている。また、宣言を契機に毎月5日を「すみだ 環境の日」とした。

（すみだ環境区宣言：93 ページ掲載）

(4) すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言（令和3年10月5日告示）

墨田区では、区民や事業者とともに環境施策を行ってきた。しかし、現在地球温暖化が進み、かつて経験したことのないような極端な気象現象が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになっている。また、令和3年5月27日に「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定された。こうしたことを踏まえ、環境にやさしい、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまちの実現に向けて、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を令和3年10月に表明した。区民・事業者・区の協働により、地球温暖化防止の取組を加速させ、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを推進していくこととしている。

（すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言：94 ページ掲載）

(5) 墨田区環境審議会

区の環境基本計画に関すること等を調査審議するため、平成 18 年度にすみだ環境基本条例第 16 条に規定する区長の附属機関として設置した。委員は、学識経験者、区議会議員、区民及び事業者等から選出された 15 人以内で構成され、任期は 2 年間である。令和 6 年 4 月には、第 10 期墨田区環境審議会が発足した。

なお、これまでの主な審議内容は、以下のとおり

- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 18 年度）
- ・すみだ環境基本計画の進捗状況について（平成 19 年度以降毎年度実施）
- ・墨田区地球温暖化対策地域推進計画の策定について（平成 19 年度）
- ・すみだ環境区宣言について（平成 20 年度）
- ・緑の基本計画の改定について（平成 22 年度）
- ・すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の改定について（平成 23 年度）
- ・東京スカイツリーの開業に伴う周辺環境について（平成 24 年度）
- ・すみだ環境ふれあい館の基本コンセプト（案）及び整備の基本方針（案）について（平成 25 年度）
- ・省エネルギー・再生可能エネルギーに関する区民及び事業者意識調査について（平成 26 年度）
- ・第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の策定について（平成 27 年度）
- ・墨田区緑と生物の現況調査結果報告について（平成 30 年度）
- ・第二次墨田区緑の基本計画策定について（令和元年度）
- ・第二次すみだ環境の共創プラン（すみだ環境基本計画）の中間改定及び第二次墨田区緑の基本計画の策定について（令和 2・3 年度）
- ・ゼロカーボンシティに向けた今後 3 年間の取組について（令和 4 年度）
- ・これからの資源環境施策について（令和 5 年度）

(6) すみだ環境共創区民会議

墨田区環境誘導指針に基づき、区が行う施策等について区民及び事業者の意見・要望を反映させるため、平成 7 年度からすみだ環境区民会議を設置した。

平成 18 年度からは、すみだ環境基本条例の規定に基づき、環境の共創に係る施策を総合的に推進するために、会議体名称を「すみだ環境共創区民会議」に改め設置した。委員は、公募による区民のほか、環境団体、環境保全活動に実績のある区民及び事業者、その他区長が必要と認める者から選出された 25 人以内で構成され、任期は 2 年間である。区民会議の所管事項は次のとおり。

- ア 環境基本計画のうち、区民及び事業者の活動と区の施策との整合性に関し協議をすること。
- イ 環境の共創に関する実践活動を行うこと。
- ウ 環境の共創の推進について、必要に応じ区長に意見を述べること。
- エ ア～ウに掲げるもののほか、環境の共創の推進に当たっての重要な事項に関し協議すること。

(7) 墨田区環境基本条例推進本部

すみだ環境基本条例に基づく環境の共創に関する施策及び事業を総合的かつ計画的に実施するこ

とを目的として設置している。区長を本部長とし、環境の共創に係る施策の計画・調整・運営・点検・評価等に関することを所掌事項とする。

また、推進本部のもとに幹事会を設置し、推進本部の指示による施策等の検討及び報告を行っている。

3 すみだゼロカーボンシティの推進

(1) 目標と現状

令和4年3月に策定した第二次すみだ環境の共創プラン中間改定（墨田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編））において、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で区内の温室効果ガス排出量を50%削減、エネルギー消費量を50%削減する、と定めている。本区の温室効果ガスの排出量は、直近の令和3年度の実績で基準年度（平成12年度）比7.98%減少、エネルギー消費量は基準年度比32.4%減少した。

東日本大震災以降、火力発電による電力供給の割合が増え、二酸化炭素排出係数が上昇した結果、温室効果ガス排出量の減少幅は低いが、エネルギー消費量は減少傾向にあり、今後も区民・事業者・滞在者・区の協働により、省エネルギーの取組の啓発や再生可能エネルギーの導入等の施策を積極的に推進していく。

	H12年度 基準年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
温室効果ガス排出量 (千t・CO ₂)	1,265	1,380	1,324	1,260	1,223	1,230	1,206	1,171	1,138	1,164
前年度比		0.15%	-4.06%	-4.83%	-2.94%	0.57%	-1.95%	-2.90%	-2.82%	2.28%
基準年度比		9.09%	4.66%	-0.40%	-3.32%	-2.77%	-4.66%	-7.43%	-10.04%	-7.98%
エネルギー消費量 (TJ)	17,187	13,440	13,283	12,562	12,170	12,183	11,882	11,749	11,494	11,619
前年度比		-3.50%	-1.17%	-5.43%	-3.12%	0.11%	-2.47%	-1.12%	-2.17%	1.09%
基準年度比		-21.80%	-22.71%	-26.91%	-29.19%	-29.12%	-30.87%	-31.64%	-33.12%	-32.4%

(2) 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー機器の導入支援として、平成20年7月から開始した。墨田区内の建築物に地球温暖化防止設備を導入する場合に、その費用の一部を助成している。

令和5年度実績 181件

遮熱塗装 47件、建築物断熱改修 19件、燃料電池発電給湯器 2件、
家庭用蓄電システム 70件、直管型LED照明器具 18件、HEMS 21件、
充電設備 4件

(3) 墨田区環境経営認証取得費助成制度

墨田区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、平成20年7月から開始した。墨田区内の中小企業等が環境に配慮した経営に関する認証（エコアクション21、グリーンプリンティング、エコステー

ジ、グリーン経営認証など)を新規に取得した場合に、その費用の一部を助成している。

平成28・29年度は実績なし

平成30年度実績1件(エコアクション21)

令和元年度実績1件(グリーンプリンティング)

令和2年度実績1件(グリーンプリンティング)

令和3・4・5年度は実績なし

(4) エコライフサポーター

エコライフ講座の修了生が中心となって、地球にやさしい生活(エコライフ)を家庭や地域に広めていくことを目的として平成18年8月に発足した。

サポーターのアイデアを活かした温暖化防止やごみ減量など、地球環境の保全につながる活動を自主的に取り組むほか、区が行う環境啓発イベント等において、運営のサポートを行うなど、区との協働による環境啓発活動を行っている。

(5) エコライフ講座

地球温暖化の防止につながる環境にやさしい生活(エコライフ)について、楽しく無理なく学習してもらう講座である。令和5年度は10回開催し、147人が参加した。(受講希望者207人)

回数	日時	開催場所	テーマ	講師	受講者
1	11月9日(木) 9:30~13:30	がすてなーに ガスの科学館	エコ・クッキング講座	東京ガス ネットワーク(株)	11
2	11月15日(水) 13:10~17:00	砂町水再生センター	都市の水環境を守る!砂町水再生 センターを見に行こう	東京都下水道局	15
3	11月27日(月) 13:00~16:30	中央防波堤埋立処分場	ごみの最終処分場を見に行こう! ー中央防波堤埋立処分場見学ー	(公財)東京都環境公社	16
4	12月8日(金) 8:30~14:00	ガスマuseum	ガスマuseum見学	東京ガス ネットワーク(株)	21
5	12月14日(木) 12:30~16:30	首都圏外郭放水路	東京を守る治水施設「首都圏 外郭放水路」を見に行こう	首都圏外郭放水路	19
6	1月18日(木) 9:00~16:00	・川崎火力発電所 ・新豊洲変電所	川崎火力発電所と新豊洲 変電所を見に行こう!	東京電力パワーグリッド (株)江東支社	17
7	1月30日(火) 13:30~15:30	墨田区役所会議室	省エネ・節電!~上手な電気の使い 方を学ぼう!~	パナソニック(株)エレクト リックワークス社	12
8	2月8日(木) 14:00~15:30	墨田区役所会議室	オリジナルペットボトル回収ふろ しきを作ろう!	アサヒグループジャパン (株)	10

9	2月27日(火) 13:30~15:00	すみだ女性センター	SDGsを学んで新聞紙でオリジナルちぎり絵をつくらう	すみだエコライフサポーター	10
10	3月12日(火) 10:00~11:30	墨田区役所会議室	ペットボトルを器にして、寄せ植えを作ろう!	緑と花のサポーター	16

(6) 墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)第5次計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)

区施設の電気、ガス、燃料、水、紙、廃棄物の使用量・排出量の削減を推進するため、平成10年度に「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を制定した。さらに平成12年度には、地球温暖化を防止する観点から「墨田区省資源・省エネルギー推進要綱」を「墨田区地球温暖化防止推進要綱」に改正するとともに、「墨田区地球温暖化防止実行計画」を策定し、エコマネージャー(※1)を中心とした省資源・省エネルギーに取り組んでいる。

現在は、令和2年3月に策定した第5次計画に基づき、区庁舎、事業所等から排出される温室効果ガスの削減に努めている。この計画の目標は、2013(平成25)年度比で、2024(令和6)年度までに温室効果ガス排出量を25%削減するとし、温室効果ガス排出量の算定対象である電気及びガスの使用量に加えて、水及び紙の使用量、廃棄物の排出量についても、削減対象としている。

※1 省資源・省エネルギーを推進して積極的に地球温暖化防止に取り組んでいくため、職員への意識啓発を行うことを目的として各課、事業所、小中学校に設置した環境管理者

	基準値					目標年度
	2013年度 (平成25年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
目標値(t/CO2)	—	22,792	22,122	21,452	20,782	20,112
削減割合(%)	—	△15.0	△17.5	△20.0	△22.5	△25.0
実績値(t/CO2)	26,825	20,092	20,173	21,028	21,353	—

(第5次計画期間中の削減目標)

(7) 節電対策

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所停止の影響で、電力需給見通しにおける予備率が特に低下する夏期(7月~9月)に節電対策を実施してきたが、令和3年度から令和5年度までは予備率が確保できたため、夏期節電対策については、国・東京都と同様に具体的な削減目標値は設定せず、無理のない範囲での節電対策とした。

(8) 水素社会の実現に向けた取組

第二次すみだ環境の共創プランに掲げる水素社会の実現に向けた取組として、平成29年6月に水素を使用して走行する燃料電池自動車を導入した。平成30年4月には、燃料電池自動車の車体に接続して給電できる外部給電器を購入し、燃料電池自動車と共に各種環境イベントやエコライフ講座等で実演や車の試乗等、水素に関する啓発を行っている。

また、令和4年6月に、燃料電池自動車(ホンダ クラリティ)のリース契約の満了に伴い、新たに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で使用された燃料電池自動車(トヨタ ミラ

イ)を導入した。

なお、令和4年12月に、区長車、議長車の2台をガソリン車から燃料電池自動車に替えて導入した。

4 緑化の推進

(1) 推進の考え方

緑は、人々の心にやすらぎとうるおいをもたらしてくれるだけでなく、育成する喜びのほか、庭先や窓辺を装飾することを通じて、多くの人々に感動を呼び起こす芸術性さえも持っている。かつて本区の緑は、墨堤の桜や神社の杜に見られたように、人々の生活と深く関わり合いながら育まれてきた。しかし、関東大震災と戦災、その後の都市化の進行に伴い、区内の樹木等の大部分は次第に失われてしまうこととなった。これに対応するため、本区では緑の回復をめざして昭和47年3月に「緑化宣言」を行い、各種緑化施策を展開してきた。

今後も、刻々と変化する社会現象と区民ニーズを的確に捉えて、各種緑化施策を展開していく。

長期的には河川の護岸整備に伴う緑地の確保等を視野に入れながら、屋上緑化などの立体緑化を進めていくほか、身近に感じられる緑を増やし、緑にふれる機会を充実させることで、日々の暮らしにやすらぎとうるおいを感じられるように、まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）等による地域の緑化を区民、緑化ボランティア及び事業者の方と協働で実施し「緑の満足度」を向上させていく。

(2) 第二次墨田区緑の基本計画

(令和3年度策定、計画期間：令和4(2022)年度～令和22(2040)年度)

ア 基本理念

水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ

イ 目標年次

令和22年度

ウ 計画目標

目標	指標	目標値
緑の満足度の向上	住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	35%
生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加	生物多様性という言葉の認知度	50%
水や緑のうるおいを感じられるまちづくり	みどり率 [※参考値 緑被率 10.7% 緑視率 19.0% (区平均)]	21%

エ 基本方針 (※第二次墨田区緑の基本計画 P39～P44 参照)

(ア) 身近な緑に気づき、ふれあい、育む

個人の関心喚起・行動変容

(イ) 緑と生物多様性を守り継承する

時間軸で見た緑の保全

(ウ) 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む

緑保全活動の面的展開

(エ) 緑をつなぎ、広げる

緑地の面的展開

(オ) 緑を生かしてまちの魅力を向上する

緑を生かしたまちづくり

オ 緑の推進会議の設置

公共施設の緑化推進及び緑地の保全を目的として、関係部署が緊密な連絡及び相互協力を図り、緑化行政の円滑な推進に資するため、緑の推進会議を令和3年度に新たに設けた。

(ア) 緑の推進会議

第二次墨田区緑の基本計画の進行管理を行っている。

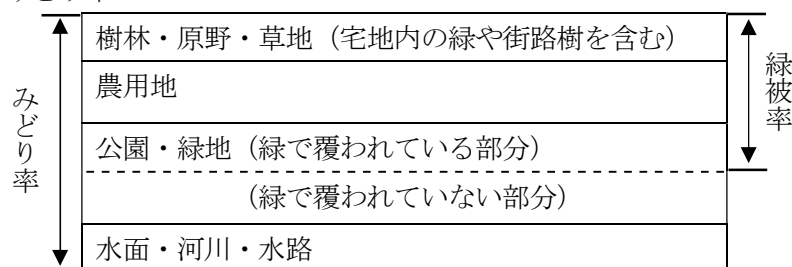
(イ) 緑の情報連絡会

所管施設の新設及び改修に伴う、緑地の整備計画に関することや所管施設で抱える緑に関する課題の情報共有及び支援を行っている。

(3) みどり率

「みどり率」とは、「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園・緑地内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもので、ある地域における公園・緑地、街路樹、樹林地、草地、宅地等の緑（屋上緑地を含む。）、河川などの面積がその地域全体の面積に占める割合。第二次すみだ環境の共創プラン・第二次墨田区緑の基本計画及び東京都の緑化の指標となっている。

<みどり率>



出典：「東京都が新たに進めるみどりの取組」（令和元年5月 東京都）

調査年別推移（墨田区緑と生物の現況調査）

	昭和48年度	昭和59年度	平成2年度	平成12年度	平成21年度	平成30年度
みどり率（注）				20.10%	20.50%	20.80%
<参考値>	5.38%	6.23%	9.20%	9.40%	10.50%	10.70%
緑被率（注）						

（注）みどり率・緑被率

昭和 48 年度～平成 21 年度は、区の行政面積（1,375ha）に対する樹木地等の割合
平成 30 年度は、区の行政界データ（1,371.13ha：東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図データ）に対する樹木地等の割合

（４）区民主体の緑化活動への支援

ア 緑化講習会

区民が緑化活動をより広げていく上で必要となる植物や花の育て方、土の作り方などを啓発する様々な緑化講習会を実施している。

令和 5 年度実績 12 講座 290 人

【内容】春の寄せ植え講習会、さくらのお庭のアレンジメント講習会、緑のカーテン作りと土の再生講習会、ハンギングバスケットづくり講習会 など

イ 「緑のへい」等設置補助金等交付制度

道路に面した民間敷地の緑化推進を図るため、設置費用の一部を助成している。また、ブロック塀等の取り壊しについても併せて奨励し、費用の一部を助成している。

〈助成基準〉道路に面した沿道部分のみ対象となる。

令和 5 年度助成実績 生け垣 0 件、植樹帯 0 件、ブロック塀取り壊し 0 件

ウ 特別保全樹木等助成制度

一定基準以上の樹木（樹木・生垣）を、特別保全樹木等として指定し、その所有者や管理者に対して剪定費用の一部及び樹木診断等に要する経費の一部を助成している。

指定施設数及び本数、延長（累計）

樹木 28 か所 157 本 生け垣 2 か所 189m 延べ 29 か所（1 件重複）

令和 5 年度助成実績 樹木 17 本 生け垣 150m

エ 屋上緑化の普及

（ア）屋上緑化助成制度

平成 15 年 4 月から、屋上緑化を行う建築物の所有者に対して、安全点検を受けて要件を満たしたものに対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

令和 5 年度補助件数 0 件

（イ）屋上緑化調査制度

平成 21 年 4 月から、屋上緑化を良好な状態で長期的に育てていくため、既存の屋上緑化を調査し、維持管理について助言する制度をスタートさせた。

令和 5 年度調査件数 0 件

オ 壁面緑化の普及

（ア）壁面緑化見本コーナーの設置

庁舎別棟に設置し、PRを行っている。

（イ）壁面緑化助成制度

平成 21 年 4 月から、壁面緑化を行う建築物の所有者に対して、40 万円を限度として補助する制度をスタートさせた。

令和 5 年度補助件数 0 件

※令和 4 年 8 月 1 日から、緑化に関する補助金制度を「みどりの補助金」という名称で統合

した。

(5) 緑と花の学習園

各種植物をジャンル別に植栽している区立植物園で、今年度開園 43 周年を迎えた（昭和 56 年 4 月 1 日開園）。休園日（国民の祝日※祝日が日曜日の場合は翌月曜日、年末年始）を除き毎日午前 9 時から午後 4 時まで無料で区民に開放している。また、毎週土曜日（8・12・1 月を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで、緑化相談員による相談業務を行っている。

（所在地）文花二丁目 12 番 17 号 （面積）1,545.87 m² （植栽数）約 350 種類
令和 5 年度来園者数 8,231 人 令和 5 年度緑化相談（現地指導含む。）件数：68 件

(6) 緑と花のサポーターとの協働

登録者数：46 人

緑に関する専門知識と経験を生かし、緑と花の学習園を活動拠点に、まちなか緑化（緑と花のまちづくり推進地域制度）に携わる区民（町会等）に向けて、植栽管理の助言を行うほか、緑化講習会、イベントの運営等に参加し、地域の緑化推進のリーダーとしてボランティア活動を展開している。

令和 5 年度活動人数

延べ 1,507 人（植物の維持管理作業、研修会、講習会等）

(7) 森林整備体験

間伐等の森林整備活動を通じて「みどり」の大切さ、森林の公益性（保水性・CO₂の固定等）を学ぶとともに、すみだ環境の共創プランに基づく、環境学習として実施した。

また、平成 28 年度から「山の日」が国民の祝日として制定されたことから、林業機械操縦体験を新たに実施している。

令和 5 年度実績

実施日	事業内容	会場	人数
6 月 17 日（土）	植林体験	栃木県鹿沼市上粕尾	8 人
8 月 5 日（土）	林業機械操縦体験	「二十一世紀林業創造の森」 （栃木県鹿沼市）	15 人
10 月 28 日（土）	間伐体験	栃木県鹿沼市上粕尾	12 人

(8) 墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）に基づく緑化指導

集合住宅、大規模建築物建設事業、宅地開発事業等の建設事業を行う事業者に対し、良好な居住環境及び都市環境の形成等を確保することを目的に、事業規模に応じて緑地の設置を指導している。

開発指導要綱は、平成 7 年 12 月施行。

平成 15 年 6 月開発調整課（現：都市計画課）から事務移管。

集合住宅条例は、平成 20 年 7 月施行。

○緑化指導※による緑地面積（数値は各年度の 3 月 31 日現在） 過去 5 年間

年度	件数	地上部 (㎡)	建築物上 (㎡)	合計 (㎡)
元年度	133	7,725.89	3,896.26	11,622.15
2年度	164	7,607.04	2,872.04	10,479.08
3年度	138	4,263.01	3,917.33	8,180.34
4年度	145	8,960.69	1,916.63	10,877.32
5年度	109	6,457.49	704.77	7,162.26

○上記件数のうち、地上部に1,000㎡以上の緑化が必要な大規模建築物建設計画件数
(過去5年間)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	1件	1件	0件	1件	1件

○緑化指導*開始年度(平成15年度)からの累計

累計	件数	地上部 (㎡)	建築物上 (㎡)	合計 (㎡)
	2,494	162,706.61	68,384.04	231,090.65

*緑化指導：協議時点の緑地面積(計画変更があるため、緑地面積は変動する)

※令和4年8月1日から、接道部の緑地整備基準や屋上の定義などについて見直しを行い、緑化計画の手引の内容を改正した。

(9) 緑と花のまちづくり推進地域制度

平成22年7月事業開始。まちの緑化に関心のある町会や自治会を募集し、応募のあった地域の方が緑と花のサポーターの協力を得て、広がりや視覚的効果のある場所に花壇やプランターを設置して維持管理を行う。

緑と花のまちづくり推進地域：25地域

令和5年度現在の設置数：花壇16か所 プランター409基 ハンギングバスケット74基

(10) 工場立地法

工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場設置時等に、事業者が緑地面積等について事前に届け出るもの(地域主権改革により、平成24年4月1日東京都から権限委譲)。

区内該当工場 4工場

5 雨水利用の推進

(1) 雨水利用の目的

雨水利用とは、屋根に降った雨水をタンクにためて、植木への散水やトイレの洗浄水などに活用するものである。

平成7年に策定した墨田区雨水利用推進指針では、雨水利用の推進に必要な基本的事項を定めることにより、都市の渇水・洪水の防止及び防災対策の推進並びに地域水循環の再生を図り、もって都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造を図ることを目的としている。

(2) 雨水利用施策の取組

ア ホームページによるPR

墨田区のホームページに、雨水利用の普及を目的とした内容を掲載しており、雨水利用を考えている方、雨水利用施設を設計する方など目的別に分かりやすく掲載している。

アドレス http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou_hozen/amamizu/index.html

イ 雨水利用促進助成制度

雨水利用を行うためのタンクを設置する場合、一定の助成を行っている。

貯留槽設置助成の実績

(単位：基)

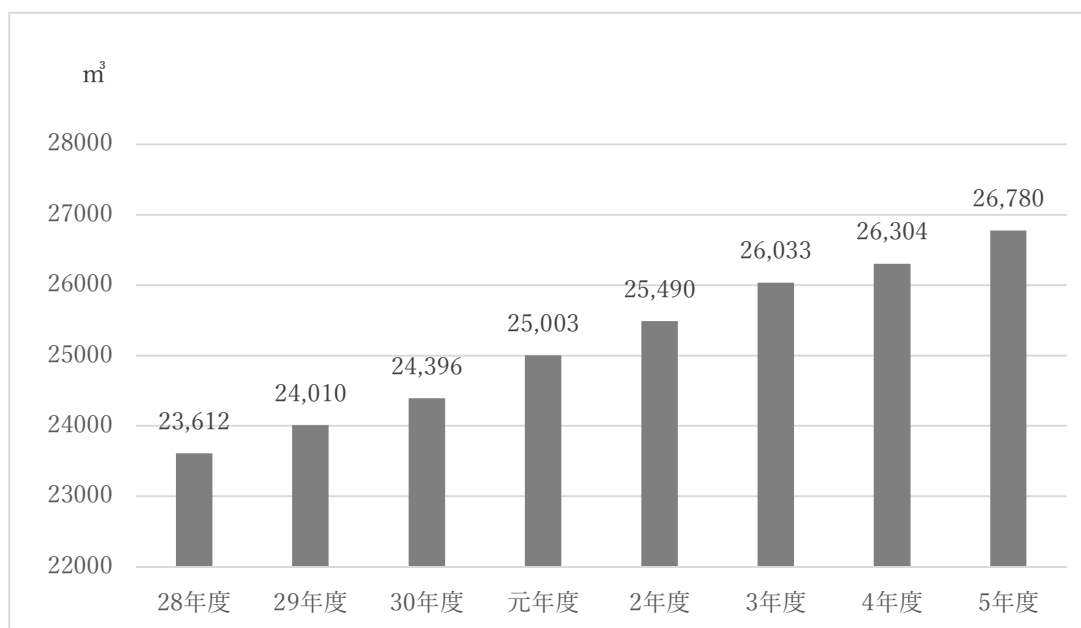
貯留槽の種類	7～30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
地中梁方式貯留槽設置助成	32	0	0	0	—	—	32
中規模貯留槽設置助成	13	0	0	0	—	—	13
小規模貯留槽設置助成	298	12	3	—	—	—	313
雨水貯留槽	—	—	—	2	1	4	7

(令和3年度以降は貯留槽の規模による区分を廃止)

ウ 区内の雨水総貯留量の推移

雨水利用助成制度の利用と墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）による雨水貯留槽設置の指導により、区内の雨水総貯留量は年々増加している。

区内の雨水総貯留量の推移



エ 雨水ネットワーク

墨田区の呼びかけで、自治体間の雨水利用に関する情報交換や政策交流を行う「雨水利用自治体担当者連絡会」が平成8年に発足し、平成20年度には、雨水にかかわる産官学民のグループの緩やかな連携を目的とする「雨水ネットワーク会議」が設立された。平成28年4月から、「雨水利用自治体担当者連絡会」は「雨水ネットワーク会議」に組織を移行し、民間企業や住民とより一層の連携を図ることとなった。

オ 庁舎の雨水利用

墨田区庁舎は、雨水をため、雑排水の処理水とあわせてトイレの洗浄水に利用している。

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
トイレの流し水に使用した量 (m^3)	22,227	21,395	18,893	19,900	14,134	13,520
雨水使用量 (m^3)	3,915	4,837	4,173	5,176	4,119	1,152
雨水利用率 (%)	17.6	22.6	22.1	26.0	29.1	8.5

カ 雨水利用の国際貢献

平成12年6月、国際環境自治体協議会 (ICLEI) が創立10周年を記念して行われた「国際自治体環境賞」に、墨田区の雨水利用推進事業が選定された。

キ 視察等の対応

雨水利用に関する相談や雨水利用施設の視察依頼に随時対応している。また、平成28年8月から雨水利用に関する視察について「雨水市民の会」との連携を始めており、令和5年度は区内の雨水利用視察等について国内外13団体103名を受け入れた。

ク 水の日、水の週間での取組

水循環基本法により、毎年8月1日が水の日、1日から1週間が水の週間と定められた。墨田区では8月1日から31日を「すみだ打ち水推進月間」として、区民や事業者に雨水等を利用した打ち水の実施を呼びかけている。

6 普及・啓発事業

環境体験学習事業としてすみだ環境フェア、夏休みすみだ環境プログラム、水の循環講座、星空観察出張講座、自然観察会などを実施した。

(1) すみだ環境フェア

区民・事業者に対して「すみだ環境区宣言」及び「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の普及・啓発を図るとともに、地域から環境にやさしい行動を実践してもらうことを目的として、「すみだ環境フェア」を開催している。開催に当たっては、環境関係団体、区内事業者及び環境担当職員を構成員とする実行委員会を組織して運営している。

実施期間：6月21～25日 延参加者数：12,039人

※すみだまつり・こどもまつり（9月30日、10月1日 延参加者数：2,656人）

(2) 遊んで！学べる！夏休みすみだ環境プログラム 2023

区内在住の児童生徒を対象に、環境問題について新たな気づきや発見ができるよう、楽しみながら学べる体験型学習を開催した。令和5年度は14回開催し、延べ312人が参加した。

	日時	講座名	講師（協力）	会場	人数
1	7月25日（火） 13:30～15:00	旬の食べ物クイズに挑戦と新聞紙を使ってオリジナルちぎり絵を作ろう	・すみだエコライフサポーター ー	すみだ女性センター	24
2	8月1日（火） 10:00～12:00	夏休み自由研究講座 森のめぐみと紙すき体験 ※午前の部	・三菱製紙㈱エコシステムアカデミー ・すみだエコライフサポーター ー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	18
3	8月1日（火） 13:30～15:30	夏休み自由研究講座 森のめぐみと紙すき体験 ※午後の部	・三菱製紙㈱エコシステムアカデミー ・すみだエコライフサポーター ー	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	22
4	8月4日（金） 10:30～11:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午前の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	18
5	8月4日（金） 13:30～14:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午後の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	19
6	8月4日（金） 15:30～16:30	なるほど！ガスワールド エネルギー学習とリサイクル工作 ※午後の部	東京ガスネットワーク㈱	墨田区役所会議室	19
7	8月8日（火） 13:30～15:30	雨の恵みで草木染め ～オリジナルハンカチを作ろう	NPO 法人雨水市民の会	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	32
8	8月9日（水） 10:00～12:00	親子で学ぶ！エネルギーの創・蓄・省とライト工作教室	パナソニック㈱エレクトリックワークス社	墨田区役所会議室	20
9	8月10日（木） 9:30～14:45	楽しく！おいしく！親子でエコ・クッキング	東京ガスネットワーク㈱	がすてなーに ガスの科学館	14

10	8月17日(木) 11:00~12:00	eco×楽しくSDGsに取り組もう!	アサヒグループジャパン(株)	墨田区役所会議室	20
11	8月19日(土) 18:30~20:30	すみだの夜空で見えるの?! ~夏の三角と土星を探そう!	スターガーデン	・すみだ北斎美術館 ・緑町公園	24
12	8月23日(水) 8:30~18:30	神流川水力発電所へ行こう!	東京電力パワーグリッド (株)江東支社	神流川発電所	18
13	8月25日(金) 13:30~15:00	雨水を使ってこけ玉を作ろう!	NPO 法人雨水市民の会	ユートリヤ すみだ生涯学習センター	38
14	8月29日(火) 9:00~12:00	船に乗って海洋プラスチックの問題について考えてみよう	・認定NPO法人ウォーター エイドジャパン ・(株)東京ウォーターウェイズ ・水D0!ネットワーク	・隅田川・神田川・日本橋川 ・墨田区役所会議室	26

(3) 関野吉晴 グレートジャーニー展

墨田区出身の探検家 関野吉晴氏が踏破した人類のルーツをたどる旅「グレートジャーニー」の資料を展示することで、区民が自然環境・人類愛・異文化への関心と理解を深めるとともに、夢と希望を実感できる機会となることから、企画展を nukaya works (グレートジャーニー連絡事務所) と連携して開催した。

【展示会】

題 名：関野吉晴 写真展「地球の貌(かお)」
期 間：12月17日(日)～12月21日(木)
会 場：すみだリバーサイドホール1階ギャラリー
来場者：612名

(4) 環境企画展

環境問題に興味のない方でも気軽に参加できる事業として、環境啓発に取り組んでいる団体や企業などとの協働事業により、すみだ環境区宣言や第二次すみだ環境の共創プラン、地球温暖化防止をはじめとする環境分野全般についての普及啓発を目的とした環境企画展を開催している。

※6月21日(金)～7月17日(水) すみだ環境フェア in ひきふね図書館

10月28日(土) すみだ環境フェア in イトーヨーカドー曳舟店

(5) 水の循環講座

水は日本でも世界でも私たちの生活や社会、環境と様々な形でつながっている。そのような水について知ることは、私たちの生活、社会及び環境を見直すきっかけにもなる。

四方を川に囲まれた「すみだ」において、水辺環境をこれからも美しく保つためにも、水の循環を通して、環境問題について楽しみながら学べる体験型学習を認定 NPO 法人ウォーターエイドジャパンと連携して開催した。

	日時	イベント名	講師（協力）	会場	人数
1	10月29日（日） 13:00～17:00	第1回「防災と水」 岩淵水門と資料館見学から荒川・隅田川の変遷と洪水を防ぐ仕組みを知ろう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司	・岩淵水門 ・荒川知水資料館	19
2	11月11日（土） 13:00～16:00	第2回「江戸と水」 歴史を感じるクルーズで水の今と昔を学ぼう！	・八千代エンジニアリング㈱ 長谷川 怜恩 ・㈱東京ウォーターウェイズ	・神田川、日本橋川他 ・墨田区役所会議室	29
3	11月29日（水） 12:00～17:00	第3回「産業と水」 ミツカン栃木工場の水循環システムを見学しよう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・ミツカン栃木工場 ミツカン水の文化センター	・ミツカン栃木工場 (栃木県栃木市)	21
4	12月13日（水） 12:00～17:00	第4回「ごみと水」 資源再生リサイクル工場を見学してごみと水について考えよう！	・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・石坂産業㈱ ・三富今昔村	・石坂産業㈱ (埼玉県入間市)	20
5	1月26日（金） 17:30～20:00	第5回 「SDGs と水」 これまでの「墨田区水の循環講座」から、SDGs と水について考えよう！	・八千代エンジニアリング㈱ 長谷川 怜恩 ・水ジャーナリスト 橋本 淳司 ・ミツカン栃木工場 ミツカン水の文化センター 浦本氏 ・認定 NPO 法人ウォーターエイドジャパン 高橋 郁	・墨田区役所会議室 ・オンライン (ZOOM)	32

(6) 星空観察出張講座

区民が、天体観察から大気汚染や光害等が及ぼす環境影響を実感し、環境保全の重要性について意識啓発を行うことを目的にスターガーデンと連携して開催した。

	日時	イベント名	協力	会場	人数
1	12月9日（土） 18:00～20:00	すみだの星空・すみだ北斎美術館から見る冬の星たち	—	・すみだ北斎美術館 ・緑町公園	20
2	1月20日（土） 18:00～20:00	すみだの夜空で見えるの?! ～土星と木星を探そう！	—	・ミニシアター ・隅田公園そよ風広場	12

3	2月17日(土) 17:00~20:00	中和小学校星空観察出張講座	中和小学校 PTA	中和小学校	107
4	3月16日(土) 17:00~20:00	八広小学校星空観察出張講座	八広小学校 PTA	八広小学校	63

(7) プールのヤゴ救出作戦

平成13年度から自然生態系に関する環境学習の一環として、「プールのヤゴ救出作戦」の実施を区内の小学校に呼びかけ、その支援を行っている。平成16年度からは環境保全課でヤゴ捕り網を用意し、学校に貸出を行っている。また、プール授業期間終了後、落ち葉等をプールに入れてヤゴを生息させる環境づくりの支援も行っている。

プールのヤゴ救出作戦：16校実施（説明者派遣3校）

プールにヤゴを生息させよう作戦：15校実施

(8) 区民向け環境体験学習事業

ア すみだ自然観察会「見つけよう！楽しもう！～すみだの自然・生物多様性～」

◎令和5年度：全5回、受講者累計95名

	日時	イベント名	講師	開催場所	参加者数
1	6月24日(土) 10:30~11:30	みっけ隊と一緒に生きもの観察	すみだ自然みっけ隊	大横川親水公園 万華池周辺	30
2	7月25日(火) 18:30~20:00	セミの羽化観察	すみだ自然環境 サポーター	隅田公園	9
3	8月27日(日) 13:30~14:30	池辺の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	大横川親水公園 万華池周辺	15
4	9月30日(土) 13:30~14:30	荒川河川敷の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	荒川河川敷	21
5	11月11日(土) 13:30~14:30	池辺の生きもの観察	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者 須田 真一 氏	大横川親水公園 万華池周辺	20

イ 大人のためのすみだ自然観察会

◎令和5年度：全4回、受講者累計91名

	日時	イベント名	講師	開催場所	受講者
1	10月28日(土) 10:00~11:00	すみだの植物を学ぼう～初秋編～	㈱生態計画研究所 高橋 利行 氏	旧安田庭園	19
2	11月25日(土) 10:00~11:30	すみだの野鳥を観察しよう	㈱生態計画研究所 工藤 萌華 氏	旧中川水辺公園	19

3	12月9日(土) 9:00~12:00	すみだ以外の場所で野鳥を観察しよう	㈱生態計画研究所 野間 隆太郎 氏	都立水元公園	27
4	3月9日(土) 10:00~11:00	すみだの植物を学ぼう～早春編～	㈱生態計画研究所 高橋 利行 氏	緑と花の学習園	26

自主的に環境啓発保全活動ができる「環境リーダー」を養成することを目指し、平成21年度から「自然環境観察員養成講座」を実施。令和元年度には、親しみやすく参加を広く募るため、講座の名称を「大人のためのすみだ自然観察会」に変更した。

(9) すみだ環境フェア2023 “トンボフェア”

環境啓発事業として「トンボフェア」を平成15年から実施している。区役所1階アトリウムに蚊帳を張ったテントを設置し、区内で捕獲したヤゴをその中で飼育することで、羽化の過程が観察できるようにした。また、テントの外側には小学校のヤゴ救出作戦の成果をパネル展示して紹介している。

令和5年度、「すみだ環境フェア2023」において実施。来場者数延べ324名。

(10) ビオトープ事業

平成19年度から企業、環境NPO、区内小学校の協働で始まった、小学校のミニビオトープ造成「わくわく子どもの池プロジェクト」に参加支援をしている。

また、平成29年度からは既存のビオトープの維持補修のための授業の支援を行っている。

実績（過去5年間）

- 令和元年度 小学校1校（押上小学校）
- 令和2年度 実施なし（新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期）
- 令和3年度 実施なし（新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期）
- 令和4年度 小学校1校（押上小学校）
- 令和5年度 実施なし

(11) 副読本発行

平成20年度に作成した環境啓発パンフレット「すみだの自然と生きものガイドマップ」を適宜内容の更新をしながら環境学習に役立てている。

配布実績：令和5年度区内全小学3年生

(12) 自然環境ボランティア

ア すみだ自然みつけ隊

平成27年度に実施した「自然環境観察員養成講座（中級）」修了者のうち希望する19名によるグループ。すみだの自然環境を“見守り”、自然環境や生きもの命の大切さや不思議さ、自然観察の楽しさを“地域に伝えて”行く活動を主体的に実施している。

令和5年度実績：「すみだ環境フェア2023」において「みつけ隊と一緒に生きもの観察会」を実施した。

イ すみだ自然環境サポーター

大横川親水公園万華池のトンボを保護・定点観察する目的で発足したボランティアグループ「トンボサポーター」から平成25年4月に名称変更した(令和6年3月末現在の登録者27名)。現在は、トンボに限らず、自然環境全般の調査、保全、啓発、観察会に参加している。

7 環境影響評価制度（環境アセスメント）

事業者が大規模な事業を実施する際に、それが環境に与える影響について調査、予測及び評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴きながら環境に対する影響をできるだけ少なくする制度で、昭和55年に東京都が制定した「東京都環境影響評価条例」に基づき行われてきた。さらに国においては、平成9年6月「環境影響評価法」が成立し、平成11年6月から施行された。

対象となるのは、道路や鉄道の新設、工場の設置、高層建築物の新築など26種類の事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業である。この制度は「環境アセスメント」とも言われている。

東京都環境影響評価条例は、平成14年7月に一部改正され、対象事業の規模要件の緩和及び計画段階環境影響評価の導入が図られた。条例では、予測・評価の項目としては、大気汚染、水質汚濁、電波障害、植物・動物に対する影響など17項目を定めている。本区に関するものとして現在1事業が対象になっている。

■墨田区に関する環境アセスメント手続の進行状況 (令和6年3月31日現在)

アセスメント名称	現在の進行状況
南千住北部地区住宅地区（E街区）建設事業及び都市計画道路補助線街路第321号線建設事業	平成18年3月、事後調査報告書（工事の施行中その5）を公表